

市民の皆さまへ

家庭から出るごみの野焼き撲滅を

1 廃棄物の野焼き(野外焼却)は法律で禁止されています。

- 平成13年4月から、家庭から出るごみ（紙や木材も含む）をドラム缶やブロック囲いで焼却することや、庭や畑に穴を掘って焼却することは、法律ですべて禁止されています。
- 違反をすると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方の罰則が科せられます。
- 家庭から出るごみは必ず正しく分別し、指定された日にごみステーションに出すなど、市のルールにしたがって処分をしなければなりません。

2 廃棄物の野焼き(野外焼却)は大気汚染の原因となり、健康に影響が生じるおそれがあります。

- 廃棄物の野焼きから出る煙は大気汚染の原因となります。また、焼却によってダイオキシンなどの有害物質が発生することもあります。廃棄物の野焼きは、周辺にお住まいの方の健康に影響を生じさせるおそれがあります。
- 「野焼きの悪臭や煙に苦しんでいる」「煙によってせき込む、アレルギー症状が悪化した」「煙で洗濯物に臭いが付く」などのお困りの声が寄せられ、現に生活に支障が生じている住民がいます。

3 廃棄物の野焼きを見つけたら

- 野焼きを発見したときは、直ちに海津警察署、海津市環境課、もしくは西濃県事務所環境課にご相談ください。

4 正しいごみ出しをしてください。

- 家庭から出るごみの出し方がわからないときは、ごみカレンダーや「資源・ごみ分別アプリ『さんあーる』」、市ホームページに掲載の「ごみ分別事典」でご確認ください。それでも分からない場合は市役所環境課に問い合わせてください。

5 法律上例外とされる廃棄物の焼却についても、行政指導などの対象となる場合があります。

- 法律・政令で、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却（風俗習慣上・宗教上の行事や農業・林業・漁業を営むため止むを得ないもの、たき火など）を焼却禁止の例外として定めています。ただし、家庭から出るごみを一緒に燃やすことは違法です。
- また、焼却禁止の例外の行為や、あらかじめ消防署に届出をされた方についても、近所迷惑といった周辺地域の生活環境に支障をきたすような場合（苦情通報があった場合）には、行政処分及び行政指導の対象となりますので、ご注意ください。

野焼きを見つけた時の連絡先

海津警察署 0584-53-0110

海津市環境課 0584-53-3195

海津市環境情報 110 番
海津市 HP→不法投棄防止 内
「不法投棄を目撃(発見)した場合」
・通報フォームに沿って入力し送信
してください。

海津市公式LINE



ただし、閉庁日には確認することができませんので、ご了承ください。

岐阜県西濃県事務所環境課 0584-73-1111 内線 224

自治会の皆様へ

市民環境部 環境課

野外焼却（野焼き）は 法律で禁止されています

市内において野外焼却（野焼き）による煙や灰、臭いなどで迷惑しているのご相談が頻繁に市役所に寄せられています。

野外焼却（野焼き）は、例外規定を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金または両方が科せられることがあります。

野外焼却行為は、人の健康又は生活環境への悪影響や火災の危険があるなど、一部の方の行為で多くの方に迷惑がかかることとなります。そのため野外焼却はせず、分別して市の指定ごみ袋に入れて決められたごみステーションに出してください。

なお。処分する量が多い場合や、事業に伴って発生した草木については、市役所環境課で申請のうえ処分場へ直接搬入していただきますよう、お願いいたします。

(処分場の受付時間は午前8時30分から午後4時まで)